

檜枝岐村耐震改修促進計画

[令和3～12年度]

令和4年3月

檜枝岐村

目次

はじめに	1
第1 計画の概要	2
1 計画の目的	
2 計画の期間	
3 耐震化を図る建築物	
第2 建築物の耐震化診断及び耐震改修の実施に関する目標等	3
1 想定される地震の規模、被害の状況	
2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定	
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	5
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	
5 優先的に着手すべき建築物等の設定	
第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	7
1 ハザードマップの作成・公表	
2 相談体制の整備	
3 パンフレットの作成とその活用	
4 各行政区との連携	
第5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	8

はじめに

日本は世界でも有数の地震大国であり、人々に甚大な被害をもたらして来ました。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数の9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その後も平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震などの大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、が発生しました。

令和3年2月には、福島県沖地震が発生し、県内において建物の半壊が729棟、全壊が69棟と甚大な被害をもたらしました。

これらの地震では現在の耐震規定を満たさない、昭和56年以前の耐震基準による建築物である旧耐震基準建築物に特に大きな被害が見受けられ、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

国の地震予知連絡会では福島県東部・宮城県東部地域を特定観測地域に指定して観測を強めており、また、地震調査研究推進本部では、宮城県沖地震が今後30年以内に90%程度の確率でマグニチュード7.0前後の地震発生の可能性があるとしており、警戒が必要です。

県内にも過去に大きな被害をもたらした地震の原因と考えられる活断層が複数存在しております。特に会津盆地西縁断層帯地震の発生が懸念され、本村への影響も無視できない状況にあります。

このような中、本村では令和3年度に策定された第2期福島県耐震改修促進計画との整合性を図り、今般の社会情勢を反映し、これまでの計画に必要な見直しを加え「第2期の檜枝岐村耐震改修促進計画」を策定するものです。

第1 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、村内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から村民の命と財産を守ることを目的としています。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は、耐震化に係る取り組みの進捗状況や社会情勢その他の環境の変化等を勘案し、必要に応じて内容を見直します。

3 耐震化を図る建築物

本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度などを踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、①から②のうち、旧耐震基準により建設された建築物（「既存耐震不適格建築物」）を対象とします。また、村有の公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや、多くの村民が集まることから、特に耐震化を推進します。

①住宅

村民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも建築物の中で最も多く、かつ重要であることから耐震化を促進します。

②特定建築物

本計画においては、法第14条第1号に規定する「多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1,000㎡以上のもの等」を「特定建築物」とします。

特定建築物及び法第14条第2号に規定する危険物貯蔵場などの建築物のうち、旧耐震基準で建設されたものが「特定既存耐震不適格建築物」となり、そのうち一定用途・規模以上のものが、耐震診断や耐震改修の指示の対象となる「指示対象建築物」となります。

また、「指示対象建築物」のうち、法附則第3条第1項に規定する、特定既存耐震不適格建築物であって地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの等が「耐震診断義務付け大規模建築物」（法では「要緊急安全確認大規模建築物」という。）となります。

第2 建築物の耐震化診断及び耐震改修の実施に関する目標等

1 想定される地震の規模、被害の状況

檜枝岐村地域防災計画においては、会津盆地西縁断層帯地震では、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、最大で震度6強の強い振動の発生が予想されることから、本村へも大きな影響を及ぼす地震として想定されております。

表1 定量被害想定結果の概要

想定区分	会津盆地西縁断層帯
想定地震	M7.0 W=5km D=10km
想定震度	最大6強
木造大破棟	11,031棟
非木造破壊棟	342棟
死者(夜/昼)	749人/278人
負傷者(夜/昼)	4,604人/4,476人
避難者	38,366人

(福島県地域防災計画・震災対策編より(上記数値は想定影響地域の総計を示しています。))

2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

①住宅

檜枝岐村家屋価格等縦覧帳簿によると、村内の住宅総数約181戸のうち、約126戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は約70%となっています。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果の大きい住宅の耐震化及び空き家の除却等に継続的に取り組んでいく必要があります。福島県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに80%解消することを目標とします。

表2 住宅の耐震化の状況 (令和3年 檜枝岐村家屋価格等縦覧帳簿による戸数)

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
木造	88	80	168	114	68
		26			
非木造	11	2	13	12	92
		1			
合計	99	82	181	126	70
		27			

※住宅総数中、建設年度不詳分については、昭和55年以前としました。

※平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木

造住宅のうち33%を耐震性能有としました。

※木造は「木造及び防火木造」とし、非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他としました。

※昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものには耐震性能がないものと見なしました。

②特定建築物等

本村には、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「法」という。)第6条第1項に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)が総数8棟存在し、すべて耐震性能を有することを確認しております。

表3 特定建築物の耐震化の状況(令和3年3月時点)

区分	昭和56年以降の建築物①	昭和55年以前の建築物②	建築物総数④ (①+②)	耐震性能有建築物数⑤ (①+③)	耐震化率(%) ⑤/④
		耐震性有③			
法第6条第1号	7	1	8	8	100
法第6条第2号	0	0	0	0	0
法第6条第3号	0	0	0	0	0
合計	7	1	8	8	100

表4 建築物の耐震化の状況(令和3年3月時点)

	現況	公共建築物		民間建築物	
	(R3年度)	現況	目標値	現況	目標値
住宅	69.61 (126/181)	—	—	69.61 (126/181)	80.11 (145/181)
防災拠点施設(役場)	100.00 (1/1)	100.00 (1/1)	—	—	—
特定建築物(法第6条第1号)	10.00 (8/8)	10.00 (7/7)	—	10.00 (1/1)	—
避難施設(学校・体育館等)	100.00 (3/3)	100.00 (3/3)	—	—	—
居住施設(共同住宅・宿泊施設)	100.00 (2/2)	100.00 (2/2)	—	100.00 (1/1)	—
不特定多数が利用する施設	100.00 (2/2)	100.00 (2/2)	—	—	—
多数が利用する施設	100.00 (1/1)	100.00 (1/1)	—	—	—

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修などについて、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを定め、国や県の補助制度を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

② 村民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の広報を村広報誌により行うことはもとより定期的な防災関連記事等の村広報誌への掲載に努め、村民の防災意識の向上を促します。

また、行政区長会議等村主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

③ 耐震診断・改修の技術力の向上

村内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

① 事前対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止の必要性が改めて指摘されています。このため、村では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう指導します。

② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備に努めます。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても取り組みます。

5 優先的に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりです。

●地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。

●耐震改修促進法の特定建築物

●木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、檜枝岐村地域防災計画第2章第13節で定める緊急輸送路・日難路の沿道とします。

表5 地域防災計画で指定されている緊急輸送路等

国道	352号	南会津町境～檜枝岐村役場
村道	大畑線	全線
	児童館線	全線
	川向線	全線
	役場公民館線	全線
	農協線	全線
	下田線	全線
	下大畑線	全線
	下大沢線	全線
	公衆浴場線	全線
林道	館岩檜枝岐線	国道352号～南会津町境

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 ハザードマップの作成・公表

村では、建築物、道路等を記載した地図を作成します。

また、防災情報や地震対策を啓発する防災ハザードマップの作成・改訂に取り組みます。

2 相談体制の整備

産業建設課を建築相談の窓口とし、耐震診断の申し込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県南会津建設事務所、家具の転倒防災等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全総室や南会津地方振興局（県民環境課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課と連携して対応します。

3 パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

4 各行政区との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等防災弱者になりやすい世帯の把握は、地域の協力を得なければ難しく、村と行政区との連携も重要です。

村は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者になりやすい世帯等の把握にも努めます。

第5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し見直しを実施します。

その他、県で設置した「福島県建築物地震対策協議会」と連携して、住宅・建築物の耐震化を推進していきます。

資料

○建築物の耐震改修の促進に関する法律

第14条第1号建築物

第14条第2号建築物（なし）

第14条第3号建築物（なし）

○防災上重要建築物

○村有建築物一覧

建築物の耐震改修の促進に関する法律 特定建築物台帳（昭和56年以降の建築物）

番号	市町村	台帳番号	建築物名称	用途	公共・民間区分	他法律6条第1号及び同法施行令第2条第1項区分	所在地	延べ面積(m ²)	構造	階数	(地下)	建築年次	耐震診断実施年次	耐震改修実施年次	耐震化
3136	檜枝岐村	1	檜枝岐小学校	学校	公共	A 2	檜枝岐村字下ノ原939	1,520.45	RC S	3	-	昭和59年	-	-	○
3137	檜枝岐村	2	尾瀬の郷交流センター	集会・展示・体育館	公共	B	檜枝岐村字見通1155-1	2,208.68	RC	2	-	平成4年	-	-	○
3138	檜枝岐村	3	アルザ尾瀬の郷	プール・浴場	公共	1	檜枝岐村字見通1156-1	2,079.48	RC	3	1	平成3年	-	-	○
3139	檜枝岐村	4	尾瀬御池ロッジ	宿泊施設	公共	6	檜枝岐村字巖ヶ岳1番地 御池	2,513.55	RC一部 S	3	-	平成8年	-	-	○
3140	檜枝岐村	5	東雲館	公民館	公共	F	檜枝岐村字下ノ原887-2	2,519.63	RC一部 S	4	-	平成9年	-	-	○
3141	檜枝岐村	6	旅館 ひのえまた	旅館	民間	6	檜枝岐村字居平704-3、705-1	1,749.72	S	5	1	-	-	-	○
3142	檜枝岐村	7	檜枝岐中学校	学校	公共	A 2	檜枝岐村字下ノ原936	1,939.90	RC	3	-	昭和46年	平成18年度	平成19年度	○
3143	檜枝岐村	8	檜枝岐村定住促進住宅 (旧教職員宿舎)	共同住宅	公共	7	檜枝岐村字下ノ台461	1,020.60	RC	3	-	昭和57年	-	-	○

防災上重要建築物台帳

台帳 番号	建築物名称	用途	公共・民 間区分	用途分類	所在地	所有者(管理者)氏名	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	規模 (地上)	(地下)	建築年次	耐震診断 実施年次	耐震改修 の状況
1	檜枝岐村合同庁舎	役場	公共	A I ウ	檜枝岐村字下ノ原880	桧枝岐村長	1,577.45	661.72	1,069.06	R C	2	-	令和3年	未	不要

○村有建築物一覧

No.	大分類	中分類	施設名	建物名	施設延床面積 (㎡)	建築 年度
1	市民文化系施設	集会所	集会所	檜枝岐公民館	2,116.95	1997
2	市民文化系施設	集会所	集会所	檜枝岐集会所	115.19	2018
3	社会教育系施設	博物館等	檜枝岐歴史民俗資料館	檜枝岐歴史民俗資料館	313	1984
4	社会教育系施設	博物館等	歌謠伝伝木館	歌謠伝伝木館	166.63	2012
5	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	村民体育館	村民体育館	1,157.93	1988
6	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	中上合公園休養所	中上合公園休養所	426.2	1979
7	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬檜枝岐温泉スキー場センターハウス	尾瀬檜枝岐温泉スキー場センターハウス	497.41	1991
8	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	ブナの森ミュージアム	尾瀬湖池ロッジブナの森ミュージアム	658.76	1996
9	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬湖池ロッジ	尾瀬湖池ロッジブナの森ミュージアム	1,854.79	1996
10	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	ミニ尾瀬公園管理棟・武田久吉荘1742-4	ミニ尾瀬公園管理棟・武田久吉荘1742-4	567	1998
11	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	七人駐車場管理棟	七人駐車場管理棟	308.06	1999
12	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬芽良美館	尾瀬芽良美館	698.82	2002
13	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬芽良美館	尾瀬芽良美館	313.11	2010
14	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬芽良美館	尾瀬芽良美館	46.1	2018
15	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	アルプス尾瀬の郷	アルプス尾瀬の郷	2,124.00	1991
16	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	駒の湯	駒の湯	299.17	1997
17	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	燧の湯	燧の湯	486.32	2000
18	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬沼シユッテ	尾瀬沼シユッテ	1,279.56	1964
19	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬沼山脚休養所	尾瀬沼山脚休養所	379	1971
20	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬湖池休養所	尾瀬湖池休養所	850	1986
21	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	尾瀬・山荘案内所	尾瀬・山荘案内所	436.79	2018
22	産業系施設	産業系施設	尾瀬の郷交流センター	檜枝岐山村資源活用施設	1050.75	1988
23	産業系施設	産業系施設	水車小屋	水車小屋	16	2006
24	産業系施設	産業系施設	蔵の湯2号館	山村活性化支援センター	274	1995
25	産業系施設	産業系施設	山のめぐみ物産館	山のめぐみ物産館	329.58	1985
26	産業系施設	産業系施設	林業所車庫兼倉庫	林業所車庫兼倉庫	250	1986
27	産業系施設	産業系施設	養魚場孵化施設	養魚場孵化施設	148	1988
28	産業系施設	産業系施設	養魚場管理棟	養魚場管理棟	117.6	1989
29	産業系施設	産業系施設	養魚場管理棟	養魚場管理棟	19.5	1992
30	産業系施設	産業系施設	養魚場管理棟	養魚場管理棟	16.56	1995
31	産業系施設	産業系施設	加工品製造保管施設	養魚場管理棟	71.2	1998
32	産業系施設	産業系施設	養魚場管理小皿	養魚場管理小皿	8.4	1999
33	産業系施設	産業系施設	自然水製造施設	自然水製造施設	79.49	1989
34	産業系施設	産業系施設	そば加工施設	そば加工施設	183	1990
35	産業系施設	産業系施設	そば加工施設	そば加工施設増築	13	1995
36	産業系施設	産業系施設	生産物販売所(釣堀管理棟)	生産物販売所(釣堀管理棟)	33.1	1990
37	産業系施設	産業系施設	まいたけ生産施設	まいたけ生産施設	295.63	1990
38	産業系施設	産業系施設	特産品センター倉庫	特産品センター倉庫	79	1991
39	産業系施設	産業系施設	特産品センターそば保管庫	特産品センターそば保管庫	49.68	1995
40	産業系施設	産業系施設	農産物検査車庫	農産物検査車庫	37.41	2003
41	産業系施設	産業系施設	田舎産物倉庫	田舎産物倉庫	360	1982
42	産業系施設	産業系施設	炭燻小皿	炭燻小皿	9	2015
43	産業系施設	産業系施設	暮らしの拠点管理車庫兼倉庫	暮らしの拠点管理車庫兼倉庫	52.17	2017
44	産業系施設	産業系施設	暮らしの拠点施設	暮らしの拠点施設	593.19	2017
45	産業系施設	産業系施設	おがくずストックヤード	おがくずストックヤード	64.8	1984
46	学校教育系施設	学校	檜枝岐小学校	檜枝岐小学校	1,927.12	1971
47	学校教育系施設	学校	檜枝岐小学校	檜枝岐小学校	1,996.83	1984
48	学校教育系施設	学校	檜枝岐小学校	多目的教室・給食施設	423.62	2012
49	学校教育系施設	学校	檜枝岐中学校特別教室	檜枝岐中学校特別教室	313.18	1980
50	学校教育系施設	学校	体育用具保管庫	体育用具保管庫	92	1998
51	子育て・子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	檜枝岐保育園	檜枝岐保育園	423	1976
52	児童福祉施設	児童福祉施設	檜枝岐公民館	檜枝岐公民館	321.05	1984
53	保健・福祉施設	保健福祉施設	檜枝岐保健センター	檜枝岐保健センター	402.68	1997
54	保健・福祉施設	保健福祉施設	檜枝岐社会福祉センター	檜枝岐社会福祉センター	573.39	1996
55	保健・福祉施設	保健福祉施設	檜枝岐社会福祉センター車庫	檜枝岐社会福祉センター車庫	98.54	2007
56	行政系施設	庁舎等	檜枝岐役場庁舎	檜枝岐役場庁舎	1069.16	2020
57	行政系施設	消防施設	大畑消防ポンプ小屋	大畑消防ポンプ小屋	9.94	1986
58	行政系施設	消防施設	船戸消防ポンプ小屋	船戸消防ポンプ小屋	9.94	1989
59	行政系施設	消防施設	下ノ原消防ポンプ小屋	下ノ原消防ポンプ小屋	9.94	1989
60	行政系施設	消防施設	上ノ原消防ポンプ小屋	上ノ原消防ポンプ小屋	23	1981
61	行政系施設	消防施設	川向消防ポンプ小屋	川向消防ポンプ小屋	9.94	1992
62	行政系施設	消防施設	消防車庫	消防車庫	239.79	2001
63	行政系施設	その他行政系施設	防災倉庫(水防倉庫)	防災倉庫(水防倉庫)	14.9	1984
64	行政系施設	その他行政系施設	大畑倉庫	大畑倉庫	136	1988
65	行政系施設	その他行政系施設	長湯倉庫	長湯倉庫	145	1988
66	行政系施設	その他行政系施設	ミニ尾瀬公園倉庫	上野倉庫	99.37	2002
67	行政系施設	その他行政系施設	香川倉庫	香川倉庫	117.2	2015
68	行政系施設	その他行政系施設	マイクロバス車庫	マイクロバス車庫	57	1971
69	行政系施設	その他行政系施設	大畑倉庫	大畑倉庫	29.81	1988
70	行政系施設	その他行政系施設	公用車庫	公用車庫	81.15	2019
71	公営住宅	公営住宅	その他村営住宅A棟1号	村営住宅	69	1968
72	公営住宅	公営住宅	その他村営住宅A棟3号	村営住宅	69	1968
73	公営住宅	公営住宅	その他村営住宅A棟2号	村営住宅	69	1968
74	公営住宅	公営住宅	その他村営住宅A棟1号	村営住宅	69	1968
75	公営住宅	公営住宅	レーターの家	レーターの家	428.1	1990
76	公営住宅	公営住宅	檜枝岐村定住促進住宅	檜枝岐村定住促進住宅	1,020.60	1982
77	公営住宅	公営住宅	へき地村営住宅	へき地村営住宅	693.58	1984
78	公営住宅	公営住宅	へき地村営住宅	村営住宅(舟)	137.46	2009
79	公営住宅	公営住宅	その他村営住宅	村営住宅(-)	167.72	2013
80	公営住宅	公営住宅	その他村営住宅	村営住宅(-)	167.72	2013
81	公営住宅	公営住宅	ミズーリハイブ	農山村多目的機能活用施設	688.77	1996
82	供給処理施設	供給処理施設	廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	483	1993
83	供給処理施設	供給処理施設	資源物ストックヤード	資源物ストックヤード	279.02	2000
84	供給処理施設	供給処理施設	排ガス高度処理施設	排ガス高度処理施設	52.56	2002
85	その他	その他	檜枝岐納骨堂	檜枝岐納骨堂	33	1963
86	その他	その他	中上合公園公衆トイレ(男性)	中上合公園公衆トイレ(男性)	20.7	1976
87	その他	その他	中上合公園公衆トイレ(女性)	中上合公園公衆トイレ(女性)	20.7	1982
88	その他	その他	見通公園トイレ	見通公園トイレ	43.36	1990
89	その他	その他	駒ヶ岳環境公園山頂公衆トイレ	駒ヶ岳環境公園山頂公衆トイレ	31.23	1993
90	その他	その他	沼山頂公衆トイレ	沼山頂公衆トイレ	37.3	1993
91	その他	その他	上ノ原公衆トイレ	上ノ原公衆トイレ	25.49	1994
92	その他	その他	夜間前公衆トイレ	夜間前公衆トイレ	22.43	1994
93	その他	その他	舞殿前公衆トイレ	舞殿前公衆トイレ	18.94	1995
94	その他	その他	七人駐車場管理棟	七人駐車場管理棟	192.2	1998
95	その他	その他	上河原公衆トイレ	上河原公衆トイレ	77.26	1998
96	その他	その他	会津駒ヶ岳山頂公衆トイレ	会津駒ヶ岳山頂公衆トイレ	89.44	2002
97	その他	その他	檜枝岐火葬場	檜枝岐火葬場	212.15	2004
98	その他	その他	檜枝岐村医師住宅	檜枝岐村医師住宅	139.12	2011
99	その他	その他	温泉配湯所	温泉配湯所	119	2002
100	その他	その他	人工降雪用ポンプ増築	人工降雪用ポンプ増築	19.87	1991
101	その他	その他	第一リフト管理小屋	第一リフト管理小屋	132	1976
102	その他	その他	第二リフト管理小屋	第二リフト管理小屋	23.2	1991
103	その他	その他	第一リフト車庫	第一リフト車庫	21	1992
104	その他	その他	スキー場スキー保管庫	スキー場スキー保管庫	26	1982
105	その他	その他	尾瀬沼シユッテゴミストック小屋	尾瀬沼シユッテゴミストック小屋	23	2003
106	その他	その他	4号急流ポンプ室	4号急流ポンプ室	21	1989
107	その他	その他	第二リフト運転室	第二リフト運転室	23	1986
108	その他	その他	旧沼山脚公衆トイレ	旧沼山脚公衆トイレ	19.48	1971
109	その他	その他	庄野車庫納庫	庄野車庫納庫	99.37	2001
110	その他	その他	伝説文化保存事業トイレ	伝説文化保存事業トイレ	6.62	2001
111	その他	その他	高等学校寄宿舎尾瀬寮	高等学校寄宿舎尾瀬寮	730.14	1980
112	その他	その他	駒の小皿	駒の小皿	113	1986
113	その他	その他	檜枝岐シェアハウス	檜枝岐シェアハウス	201.92	1970
114	その他	その他	車庫	檜枝岐シェアハウス	57.82	1991
115	その他	その他	舞台観客用トイレ	伝説文化保存事業トイレ	136	2020
116	その他	その他	買取倉	買取倉	28.17	2017
117	その他	その他	落し買取倉	落し買取倉	42.97	2011
118	その他	その他	落し買取倉	落し買取倉2	13.77	2013
119	その他	その他	落し買取倉	落し買取倉3	22.39	2016
120	その他	その他	落し買取倉	落し買取倉	31.83	2016
121	その他	その他	落し買取倉	落し買取倉2	15.41	2018
122	その他	その他	井瀬遊り板倉	井瀬遊り板倉	14.3	2008

